

総務省独立行政法人評価委員会議事規則

総務省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百十八号。以下「委員会令」という。）第十条の規定に基づき、総務省独立行政法人評価委員会議事規則を次のように定める。

平成十三年二月二十七日

総務省独立行政法人評価委員会委員長

（目的）

第一条 総務省独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）の議事の手続その他委員会の運営については、この規則の定めるところによる。

（会議の招集）

第二条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議を招集しようとするときは、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。以下同じ。）に対しあらかじめ議題、日時及び場所を通知しなければならない。

3 委員長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員に対し文書による審議を行うことを通知し、会議をすることができる。

なお、この会議を行った場合は、委員長が招集する次の会議に報告しなければならない。

（議長）

第三条 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

（委員会への資料の提出）

第四条 委員会に対する付議にあたっては、総務大臣及び独立行政法人は、必要な資料を提出するものとする。

（意見の聴取）

第五条 委員長は、その調査審議に当たり、必要と認めるときは、会議の議題に関し、広く意見を聴くことができる。

2 委員会は、前項の意見の聴取に係る議題の調査審議に当たり、聴取した意見を参考としなければならない。

（職員の出席）

第六条 委員長は、必要があると認めるときは、関係の職員を会議に出席させて、議題に関し説明させ、又は質疑に答えさせることができる。

(公開に関する取扱い)

第七条 会議は、原則として、公開とする。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 会議における議事録及び配布資料（以下「議事録等」という。）は、原則として、公開とする。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、議事録等の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 委員会の事務局は議事概要を速やかに作成し、委員長の承認を得て公開する。

(分科会)

第八条 委員会令第五条第一項に定める分科会の議事の手続その他分科会の運営については、第二条から前条までの規定を準用する。

2 分科会の議事については、次の委員会に報告しなければならない。

3 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が分科会に諮って決める。

(分科会の議決)

第九条 独立行政法人に関する業務方法書の認可、中期目標の変更、中期計画の変更に係る認可、各事業年度に係る業務の実績に関する評価、財務諸表の承認、利益及び損失の処理の承認、借入金等の認可、財産の処分等の認可、積立金の処分の承認並びに 役員に対する報酬等の支給基準の決定に関する事項については、分科会の議決をもって、委員会の議決とすることができる。

(部会)

第十条 分科会の定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会の議事の手続その他部会の運営については、第二条から第七条までの規定を準用する。

3 部会の議事については、次の付議に係る分科会に報告しなければならない。

4 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(部会の所掌事務)

第十一条 前条の部会の所掌等は、その設置のときに分科会において定める。

附 則

この規則は、平成十九年三月九日から施行する。